

多久市障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針

1 趣旨

本市では「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用機関

調達方針を適用する機関は、多久市役所の全組織を対象とする。

3 調達対象となる障害者就労施設等

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業
 - ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の概要

 - (1) 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - (2) 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - (3) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者
 - イ 在宅就業支援団体

4 調達対象となる物品等

- (1) 物品 食品類（パン、菓子、弁当など）、農産品（野菜類）、小物雑費（陶芸製品、

エコバックなど)

(2) 役務 清掃作業、除草作業、データ入力、名刺作成、封入作業など

5 調達目標

令和6年度の調達目標額は、1,400千円

内訳；物品 200千円

役務 1,200千円

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたり、提供可能な物品購入、役務提供等について情報を収集し、これらの情報をもとに各課等に対し優先調達を依頼する。
- (2) 物品等の調達にあたっては、障害者就労施設等からの調達の可能性を検討し、可能な限りこれらの施設からの調達を行うものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成又は見直しを行ったときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達方針に基づく物品等の調達について、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、公表する。

8 その他

(1) 公契約における措置

入札参加資格等に障害者法定雇用率達成事業所を優先するなど、公契約における障害者の就業を促進するための措置を行う。

(2) 職員の私的購入等の促進

法の趣旨を理解し、職員個人や親睦会等についても、率先して障害者就労施設等からの物品の購入等の促進に努める。

(定期的な注文販売、昼食弁当などの購入、庁舎等での定期的な販売会など)